平成２７年（フ）第７８号
島根県江津市江津町1016番地38　江津市営江津中央団地４号棟433号
債務者　浜崎五十鈴
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第３３４号
埼玉県所沢市西所沢１丁目16番１―403号　リーブル西所沢
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０７号
新潟県新発田市真野原外3551番地９、申立時の住所新潟県長岡市三ツ郷屋１丁目５―18　ザイオン103号室
債務者　齊藤　　望
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第８０号
岡山県総社市井手1051番地６　ニューシティ安本101号
債務者　三村　行一（旧姓西谷）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
岡山県倉敷市西阿知町508番地１（ハイランドヴィレッジⅡＡ棟101）
債務者　吉永　初恵（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第８９７号
札幌市厚別区厚別南１丁目９番１―401号
債務者　小出　栄時
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３８５号
北海道江別市高砂町37番地の１　ルミエールサガン102
債務者　久保田　唯（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４０２号
札幌市南区中ノ沢３丁目２番１―403号　木原方
債務者　澤井　道子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４３９号
札幌市中央区南11条西12丁目１番38号　マンション若草27号
債務者　溝上　友和
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４４号
札幌市東区北22条東16丁目２番２号　コーポラス東豊303号
債務者　橋場　由香
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４５７号
札幌市北区北32条西10丁目１番15号　ル・ロアール102号
債務者　千葉　卓也
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４６２号
札幌市豊平区中の島１条８丁目２番１―1002号
債務者　只木　景二
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４６５号
札幌市西区二十四軒３条３丁目３番23―108号
債務者　中宮　鎭夫
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４７８号
北海道恵庭市黄金北４丁目３番地９　（アクシス201号）
債務者　佐藤乃婦子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４８４号
札幌市清田区里塚３条３丁目３番11号
債務者　後藤　博俊
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４４号
埼玉県川口市朝日５丁目14番22―515号　朝日東高層住宅
債務者　小関　牧子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係